安全管理委員会だより

自転車に乗る際はヘルメットを着用しましょう

改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されます。

【自転車の運転者等の遵守事項】

- 1 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。
- 2 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車 用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。
- 3 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転する ときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなけれ ばならない。

自転車で通勤等されている会員の皆様は、ヘルメット着用を意識し 就業にあたって下さい。事故の際、大きなケガへの抑止となります。

春の全国交通安全運動

5月 11日(水)から 20 日(土)までは、春の全国交通安全運動の期間です。交通事故死者数の半数以上を高齢者が占めています。

通勤に自転車やバイクを利用してる会員さんは、交通安全を心がけてください。身体機能の変化を理解し、歩いているときも、横断歩道では走行車両がないことなど、安全を確認してから渡るようにしましょう。

【自転車交通安全利用4則】

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外 ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行 ④安全ルールを守る

【交通安全運動の重点】

- (1) こどもを始めとする歩行者の安全の確保
- (2) 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上
- (3) 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底



事務局だより

事務費率の改定

シルバー人材センターでは、配分金と合わせて事務費として8%を、お客様からいただいております。この事務費につきましては、平成26年以来据え置いてまいりましたが、昨年来の人件費の上昇や、燃料費、原材料費等の高騰が続いており、当センターにおきましても自助努力だけでは対応が困難になってきました。また、令和5年10月に施行されるインボイス制度に対しても、会員の配分金に影響のないよう予め備えておくことが必要となっております。

こうしたことから、令和5年4月より 10%へと事務費の引き上げをお願いいたしました。

発注者からは、より一層の仕事完成度の向上やアフターサービスの充実など仕事への期待度が高まると考えられます。

当センターといたしましては、「自主・自立、共働・共助」の理念のもと、会員の皆様と共に、活力ある地域社会づくりに寄与するという公共的、公益的な役割が果たせるよう引き続き努めてまいります。

お待たせしました!! 女性「ランチ会」参加者募集

シルバー女性会員のランチ会を開催します。3年ぶりのランチ会! 日頃の情報交換 久しぶりに仲間と楽しく過ごしませんか? 気軽に参加お待ちしています!

【日時】 4月26日(水) 11:30~

【場所】コメダ珈琲店 南鴨宮店 (南鴨宮2丁目41-2)

【申し込み】odawara@sjc.ne.jp(事務局安部まで)



シルバー人材センターのデジタル化の推進

昨年はスマホについてのアンケートにご協力いただきましたが、センターもデジタル環境を活用し運営の効率化を図るため、今後、次の項目に取り組みます。

- スマホの操作を習得するためスマホ相談窓口を設置します。
- 会員間や事務局とのスマホを使って連絡調整を行えるようにします。
- 配分金明細や「たより」を電子化し、メール等の方法で告知します。